

●海軍武官進級令

大正九年三月二十九日
勅令第五十八號

改正 大正二年第三四二號、一三年第二四六號、昭和二年第七二四號、一三年第

五六七號、一四年第七七二號、一六年第三三一號、第六三〇號、第九七三號、

第一〇六〇號、一七年第八一一號、一八年第四七四號

朕海軍武官進級令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、海軍大臣副署)

海軍武官進級令

第一章 總則

第一條 海軍武官ノ進級ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ニ依ル

第二條 海軍武官ノ進級ハ級ヲ逐ヒ其ノ官階ヲ歷進セシム

第三條 海軍士官又ハ特務士官ハ各其ノ職權ニ依リ部下ノ進級

候補ヲ選定スルノ權ヲ有ス

第四條 海軍武官ノ進級ニ必要ナル實役停年左ノ如シ

各科少將 三年

各科大佐 二年

各科中佐 二年

各科少佐 二年

各科大尉 四年

各科中尉 一年六月

特務士官タル各科中尉 三年

各科少尉 一年

特務士官タル各科少尉 二年

上等下士官 二年四月(海軍練習航空隊飛行術練習生教程卒業ノ掌飛行兵タル者ニ在リテハ二年)

一等下士官 一年四月(海軍練習航空隊飛行術練習生教程卒業ノ掌飛行兵タル者ニ在リテハ一年)

二等下士官 一年四月(海軍練習航空隊飛行術練習生又ハ同教程卒業ノ掌飛行兵タル者ニ在リテハ一年)

戰時又ハ事變ノ際其ノ他補充上必要アルトキハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ進級ニ必要ナル實役停年ヲ短縮スルコトヲ得

第五條 休職又ハ停職中ノ者ハ之ヲ進級セシムルコトヲ得ス

第六條 實役停年ハ勤務日數ニ海上勤務日數ノ三分ノ一及海上勤務ニ非サル航空勤務日數ノ三分ノ一ニ當ル日數ヲ加算シ之ヲ算出ス

第七條 海上勤務トハ艦船ニ乘組ミ服務スルヲ謂フ其ノ艦船ノ種類ハ海軍大臣之ヲ定ム

航空勤務トハ航空機ニ乗スル勤務又ハ其ノ操縦ニ關スル勤務ニ服スルヲ謂フ其ノ操縦ニ關スル勤務ノ種類ハ海軍大臣之ヲ定ム

第八條 削除

第九條 待命、休職、停職、歸休、勾留、處刑、處罰又ハ逃亡中ノ日數、正當ノ理由ナクシテ敵ノ捕虜ト爲リタル間ノ日數及公務ニ因ラサル傷痕若ハ疾病ノ爲又ハ自己ノ願ニ依リ勤務ニ服セサル間ノ日數ハ勤務日數ニ之ヲ算入セス但シ勾留又ハ逃亡ニ付テハ有罪ノ言渡ヲ受ケサリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二章 士官、特務士官ノ進級

第十條 各科大佐以上ヲ進級セシムルハ上官ニ依ル

第十一條 各科中佐以下士官ノ進級ノ候補及列序ハ進級會議ニ於テ議決シ其ノ確定ハ上裁ニ依ル但シ戰時、事變其ノ他急ヲ要スル場合ニ於テハ進級會議ノ議決ヲ省略スルコトヲ得

進級會議ハ海軍大臣ヲ以テ議長トシ軍令部總長、各司令長官、司令長官ヲ置カサル艦隊ノ首席司令官、警備府司令長官及海

第十類 任用 進級 増俸

軍大臣ノ指定スル在職ノ將官ヲ以テ之ヲ組織ス海軍大臣ノ指定スル將官ハ海軍大臣ノ指定スル會議ニノミ參與スルモノトシ司令長官又ハ司令官ニシテ遠隔ノ地ニ在ル者ハ海軍大臣ニ於テ之ヲ會議ニ參與セシメサルコトヲ得

海軍大臣事故アリテ進級會議ノ議長タルコト能ハサルトキハ上席將官其ノ職務ヲ代理ス

特務士官ノ進級ノ候補及列序ハ海軍大臣之ヲ決定ス

第十二條 前條ノ規定ニ依ル進級ノ候補及列序ノ議決又ハ決定アリタルトキハ海軍大臣ハ各官種別ニ決定候補名簿ヲ調製シ之ヲ上奏スヘシ

第十三條 海軍大臣ハ士官又ハ特務士官ノ進級ヲ要スルトキハ決定候補名簿ノ列序ニ從ヒ進級上奏ヲ爲スヘシ但シ該名簿ニ記載セラレアル者ニシテ傷痕又ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタル者ノ進級ニ付テハ其ノ列序ニ從ハサルコトヲ得

第十四條 決定候補名簿ハ其ノ確定ノ時ヨリ次ノ決定候補名簿確定ノ時迄效力ヲ有ス

第三章 下士官ノ進級

第十五條 下士官ハ進級試験ニ合格シタル者ニ非サレハ之ヲ進級セシムルコトヲ得ス

戰時又ハ事變ノ際ハ前項ノ進級試験ニ依ラス進級セシムルコトヲ得

公務ニ因ル傷痍又ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタル者海軍大臣ノ定ムル場合ニ該當スルトキ亦前項ニ同シ

進級試験ニ關スル規定ハ海軍大臣之ヲ定ム

第十六條 下士官ノ進級ハ在籍ノ鎮守府司令長官之ヲ行フ但シ艦隊又ハ獨立部隊ニ屬スル者ニシテ前條第三項又ハ第十八條ノ規定ニ該當スルモノノ進級ハ其ノ司令長官又ハ司令官之ヲ行フ

准士官ニ進級セシムル員數ハ海軍大臣之ヲ定ム

前條第三項又ハ第十八條ノ規定ニ該當スル者ヲ進級セシムル員數ハ前項員數ノ外トス

第四章 特殊進級

第十七條 本章ノ特殊進級トハ定規ニ拘ラサル進級ヲ謂フ

第十八條 海軍武官ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ際特ニ之ヲ進級セシムルコトヲ得

一 敵前ニ在リテ殊勳ヲ奏シ首將之ヲ全軍ニ布告シタル者

二 戰時又ハ事變ノ際殊勳ヲ奏シタル者又ハ勳功顯著ナル者ニシテ其ノ戰時又ハ事變中傷痍又ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタルモノ

三 拔群ナル勇敢ノ行爲アリ功績顯著ニシテ軍人ノ龜鑑トシテ海軍大臣之ヲ海軍全般ニ布告シタル者

前項ノ規定ニ依リ同項第一號又ハ第三號ニ該當スル者ヲ進級セシムル場合ニ於テハ第二條ノ規定ニ拘ラス特ニ二階級之ヲ進級セシムルコトヲ得

第十九條 召集中ノ武官ノ實役停年ニ關シテハ現役中及召集中

ノモノヲ通算ス

第二十條 戰時又ハ事變ノ際人員缺乏シ軍事上必要アルトキハ特ニ進級セシムルコトヲ得

第二十條ノ二 師範學校ヲ卒業シ國民學校ノ教職ニ就クノ資格

ヲ有スル下士官ニシテ勤務ノ成績良好ナル者ハ歸休ノ際又ハ

現役ヲ退ク際特ニ之ヲ進級セシムルコトヲ得

第二十一條 現役武官又ハ召集中ノ武官ニシテ殊勳ヲ奏シ若ハ

勳功顯著ナル者又ハ進級ニ必要ナル實役停年ヲ有シ功績顯著

ナル者ハ現役ヲ退ク際、召集中若ハ召集ヲ解ク際又ハ傷痕若

ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタル際特ニ之ヲ進級セシムルコトヲ

得

第二十一條ノ二 師範學校ヲ卒業シ國民學校ノ教職ニ就クノ資

格ヲ有スル召集中ノ武官ニシテ勤務ノ成績殊ニ優秀ナル者ハ

召集ヲ解ク際特ニ之ヲ進級セシムルコトヲ得

第二十二條 在郷ノ武官ニシテ軍事ニ關シ拔群ノ功績アル者ハ

特ニ之ヲ進級セシムルコトヲ得

第二十三條 危篤ニ陥リタル際第十八條、第二十一條又ハ前條

ノ規定ニ該當スルニ至リタル者ニ對シテハ其ノ死歿ノ後ト雖

モ特ニ危篤ニ陥リタル時ニ遡リテ之ヲ進級セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

海軍高等武官進級條例及海軍准士官下士任用進級條例ハ之ヲ廢

止ス

附 則 (昭和十六年勅令第三百三十一號)

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年勅令第七百八十號中「後備役」ヲ「豫備役」ニ改ム